請求書等の押印省略と電子メールでの提出について

令和6年1月1日から、南房総市へ提出する以下の書類について、押印の省略及び電子メールによる提出ができるようになりました。

- ※ 令和6年1月1日以降に発行されたものが対象です。
- 1 押印を省略できる書類(以下、「請求書等」といいます。)
 - (1) 見積書 (2) 納品書 (3) 完了届 (4) 請求書
- 2 押印を省略する場合

押印を省略する場合は、「発行責任者及び担当者」の氏名及び連絡先(電話番号)を記載してください。(「請求書の記載例」を参照してください。)

• 発行責任者

法人の場合…代表取締役等の社内で権限のある方、又は支店長・営業所長・部長等 の権限の委任を受けた役職員の方を想定

個人事業主の場合…御本人

• 担当者

法人の場合…本件に関する事務を担当する方(発行責任者と同一人でも可) 個人事業主の場合…御本人又は本件に関する事務を担当する方(省略も可)

- ※ 必要に応じて、請求書等の記載内容について電話等で確認を行う場合があります。
- ※ 請求書については、振込先口座の名義が債権者(請求者)と一致する場合のみ押印の省略が可能です。
- 3 電子メールで送付する場合

発行責任者及び担当者を記載した場合は、市の担当部署への電子メールでの提出が可能です。(PDF 形式としてください。)

電子メールで請求書等を送信される際は、担当部署へ送信先メールアドレスを御確認の上、請求書等を送信される旨を御連絡ください。

※ 見積り合わせ等における見積書の提出時においては、各担当部署から提出された見積 依頼書の記載内容によりますので、御確認をお願いします。

4 その他

従来どおりの押印された請求書等の提出もお受けいたします。この場合、 発行責任者及び担当者の記載は不要です。

問い合わせ先 南房総市会計課 (電話 0470-33-1141)